

I. お薬の管理ができていないと気付いたら

医師

- ・薬が飲めていないことによって症状悪化を繰り返す。
- ・認知症状で管理ができない。
- ・緩和ケアなど状態が変わりやすく、薬の管理が難しい。麻薬など特殊な薬を処方する場合など。

看護師 ケアマネジャー ヘルパー

- ・訪問時、明らかに薬が飲めていない。
- ・いろいろな医療機関に受診して薬をちゃんと服用できているか心配な時がある。
- ・なかなか訪問時間内で薬の管理まで見ることができないのでサポートしてほしい。

薬剤師

- ・薬局に来たときに、薬の管理、服用に問題があるケースがある。
(医師や他職種関係者に相談)

II. 薬局薬剤師ができること

薬局でできること

処方せんによる調剤（患者の状態に合わせた調剤上の工夫）
薬剤服用歴の管理
使用薬剤の有効性に関するモニタリング
薬剤の重複投与、相互作用等の回避
副作用の早期発見、未然防止と適切な処置
使用薬剤、用法・用量等に関する医師等への助言
麻薬製剤の選択および疼痛管理とその評価
病態と服薬状況の確認、残薬および過不足薬の確認、指導

在宅訪問でできること

薬剤等の居宅への配送
居宅における薬剤の保管・管理に関する指導
患者の住環境等を衛生的に保つための指導、助言
在宅医療機器、用具、材料等の供給
在宅介護用品、福祉機器等の供給、相談応需
その他、必要事項（不要薬剤等の廃棄処理、廃棄に関する指導等）

Ⅲ. お薬の管理を薬剤師に相談する方法は？

まずは、かかりつけ薬局・薬剤師にご相談ください。

対応困難で在宅訪問が必要である場合は、リストに掲載されている薬局にご相談ください。

*リストに掲載されている薬局は在宅訪問に必要な届出をすでに行っており、積極的に他職種の方々と連携していきます。

対応する薬局がわからないなどの相談は薬剤師会までご相談ください。

播磨薬剤師会 在宅医療連携について

～他職種からの相談受付方法～

かかりつけ薬局・ 薬剤師への相談

- ・まずは、患者・利用者様がお薬をもらっている薬局に相談してください
- ・薬局によっては、在宅医療に対応することが難しいケースもあり、その場合は次の在宅協力リストの薬局に相談してください。

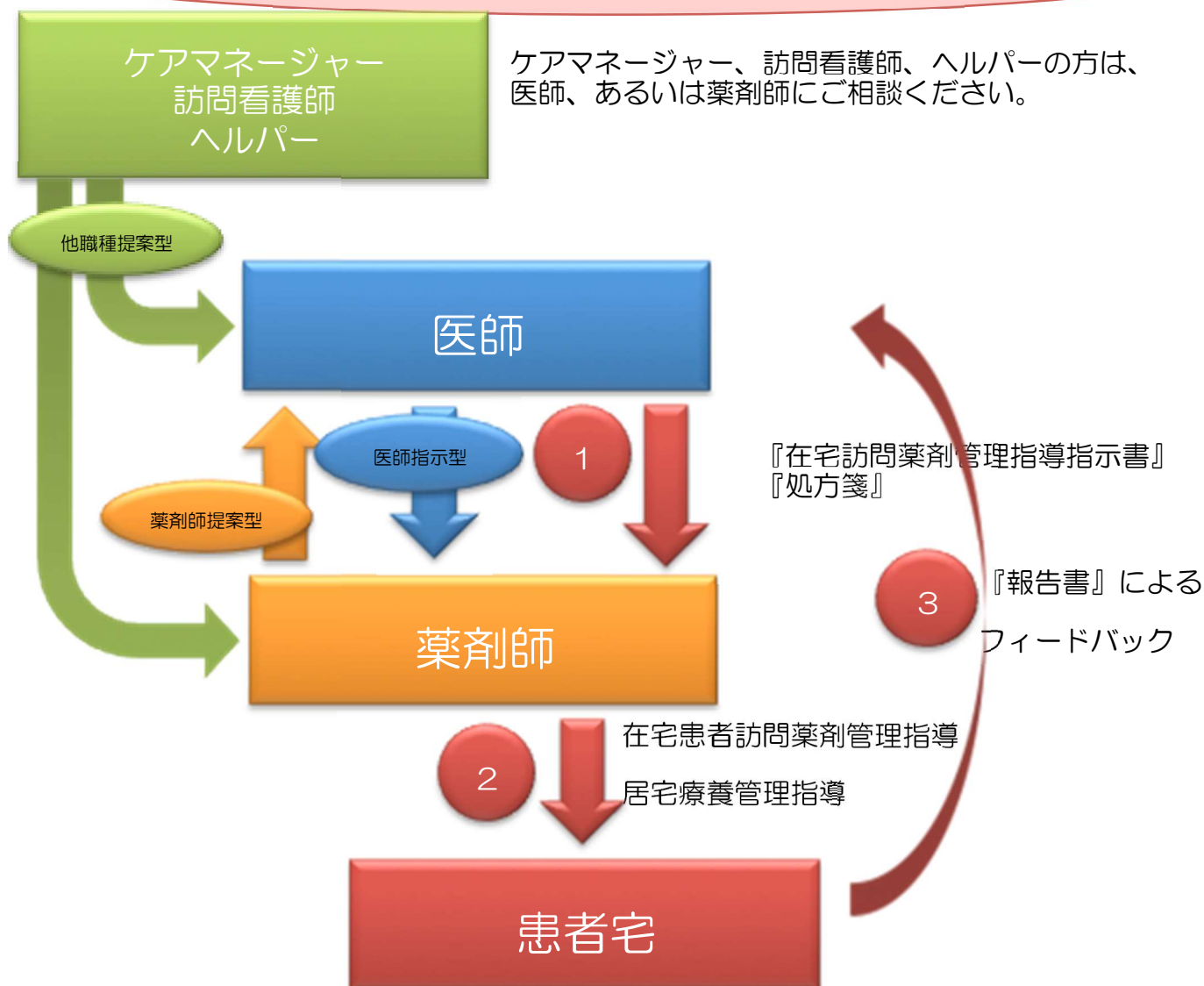
在宅訪問薬局への 相談

- ・現在 111 薬局がリストに掲載されています
- ・在宅医療に必要な届出、許可は取っています。
- ・カンファレンス、サービス担当者会議にもできるだけ対応していきます。
- ・リストに掲載されている薬局間の連携も薬剤師会を中心に体制を整えています。

播磨薬剤師会 地域医療部への相談

- ・リストの薬局でも対応できない場合の相談においては薬剤師会が責任をもって対応していきます
- ・研修会・お薬相談などの依頼、薬局の紹介、トラブル・苦情の相談窓口、さまざまなことをご相談ください。
- ・薬剤師会事務所 Fax 079-421-8835 まで

IV. どうやって薬剤師に訪問の依頼を行うか



通院困難であることが前提です。

（在宅医療を行っていないなくても、通院に家族、ヘルパーなどの介助が必要な患者であれば可能です。）

*介護保険利用者の場合、在宅訪問の同意が必要です。

必ず医師の指示が必要です。

処方箋の備考欄に『在宅訪問』などわかるように記載をお願いします。

B009 診療情報提供料(I) 250点

3 保険医療機関が、診療に基づき保険薬局による在宅患者訪問薬剤管理指導の必要を認め、在宅での療養を行っている患者であって通院が困難なものの同意を得て、当該保険薬局に対して、診療状況を示す文書を添えて、当該患者に係る在宅患者訪問薬剤管理指導に必要な情報を提供した場合に、患者1人につき月1回に限り算定する。

『在宅訪問薬剤管理指導指示書』にて訪問指示をお願いします。

V. 居宅療養管理指導と在宅訪問薬剤管理指導

原則、介護保険をもっている方は居宅療養管理指導になります。
違いは、介護保険と医療保険に請求する違いで、サービス内容は同じです。

介護保険を利用する場合、**1～3割**負担ですが、医療保険を利用する場合は、**1～3割**負担になり、負担が多くなるケースがあるので事前に説明が必要です。

居宅療養管理指導

単一建物患者 1人 : 1回517単位 (月4回まで算定可)

単一建物患者 2～9人 : 1回378単位 (月4回まで算定可)

単一建物患者 10人以上 : 1回341単位 (月4回まで算定可)

訪問間隔は6日以上開けること終末期医療または、中心静脈栄養の場合は週2回まで、最大月8回まで算定可。麻薬等の管理指導業務を行った場合は1回につき100単位加算

※ 居宅療養管理指導は、介護保険の支給限度基準額の枠外です

以下の場合、医療保険において別途算定となります。

- ①在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導料 1 500点
薬学的管理指導計画書に係わる疾病の急変による緊急時に算定
- ②在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導料 2 200点
 - ① 以外の場合
 - ① と②合わせて月4回まで算定可
- ③在宅患者緊急時訪問薬剤共同指導料 700点
薬学的管理指導計画書に係わる疾病の急変に患者宅にて他職種とカンファレンスなどを行い、共同で管理指導を行った場合に算定但し、月2回まで、①②の在宅患者緊急時訪問薬剤管理指導料との同日算定は不可。
- ④その他の疾病又は傷病の場合は、通常の外來患者と同じ管理指導料等を算定

在宅訪問薬剤管理指導 (医療保険)

単一建物患者 1人 : 1回650点 (月4回まで算定可)

単一建物患者 2～9人 : 1回320点 (月4回まで算定可)

単一建物患者 10人以上 : 1回290点 (月4回まで算定可)

訪問間隔は6日以上開けること終末期医療または、中心静脈栄養の場合は週2回まで、最大月8回まで算定可。麻薬等の管理指導業務を行った場合は1回につき100単位加算